

2 上下水道局事務分掌

経営管理課

管理係

- (1) 局内総合調整に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 文書及び諸規程に関すること。
- (5) 人事に関すること。
- (6) 公印に関すること。
- (7) 労働組合に関すること。
- (8) 庁舎及び車両の管理に関すること。

経営企画係

- (1) 経営企画に関すること。
- (2) 事業計画及び財政計画に関すること。
- (3) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (4) 企業債に関すること。
- (5) 統計に関すること。

契約出納課

経理係

- (1) 現金及び有価証券の出納、保管及び記録管理に関すること。
- (2) 会計伝票の審査並びに試算表及び財務諸表の作成に関すること。
- (3) 決算の調製に関すること。
- (4) 指定金融機関に関すること。
- (5) 資金運用及び一時借入金に関すること。

管財契約係

- (1) 財産の取得、管理及び処分の総括に関すること。
- (2) 材料及び物品の検収、保管及び賃借に関すること。
- (3) 物品購入契約及び工事請負契約に関すること。
- (4) 競争入札参加者の資格審査及び登録に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること。

料金課

賦課係

- (1) 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)並びにその他の事業収入(別に定めるものを除く。)の賦課、調定、徴収及び還付に関すること。
- (2) し尿の収集に係る手数料に関すること。
- (3) 地域し尿処理施設使用料に関すること。
- (4) 農業集落汚水処理施設使用料に関すること。

検針係

- (1) 水道及び公共下水道の使用開始、中止、使用者変更に関すること。
- (2) 給水装置の開閉栓の業務に関すること。
- (3) 水道(工業用水道を含む。)の使用水量の計量及び認定に関すること。
- (4) 排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- (5) 井戸使用水量の認定に関すること。
- (6) 水道使用の監視及び取締りに関すること。
- (7) 集合住宅の私設量水器の検針契約に関すること。

収納係

- (1) 水道料金等の滞納整理及び滞納処分(下水道使用料に限る。)に関すること。
- (2) 給水停止処分に関すること。

給排水サービス課

水道給水サービス係

- (1) 給水装置工事に関すること。
- (2) 水道加入金の徴収及び還付に関すること。
- (3) 指定給水装置工事業者に関すること。
- (4) 水道メーターの維持管理に関すること。
- (5) 給水装置台帳の整理及び保管に関すること。

下水道排水サービス係

- (1) 下水道への接続の受付に関すること。
- (2) 排水設備設置に関すること。
- (3) 下水道排水設備指定工事店に関すること。
- (4) 特定施設及び除害施設に関すること。
- (5) 水洗便所改造等資金の貸付けに関すること。
- (6) 水洗便所改造等資金貸付金償還金の徴収及び滞納整理に関すること。
- (7) 水洗化の普及促進及び未接続家屋の指導に関すること。

水 道 課

計画係

- (1) 水道(工業用水道を含む。)に関する技術の総合調整及び調査に関すること。
- (2) 水道事業(工業用水道事業を含む。)の認可、申請及び届出に関すること。
- (3) 水道施設(工業用水道を含む。以下同じ。)の調査及び計画の策定に関すること。
- (4) 河川法(昭和39年法律第179号)に基づく水利使用の許可に関すること。

建設係

- (1) 建設計画に基づく水道施設の設計及び施工に関すること。
- (2) 水道施設の構造、材質及び施工基準並びに積算基準に関すること。
- (3) 開発行為に基づく配水施設の設計審査及び施工に関すること。
- (4) 個人の要望に基づく配水管の設計及び施工に関すること。

改良係

- (1) 配水管の占用更新並びに配水管台帳の整理及び保管に関すること。
- (2) 消火栓の新設、増設及び移設に関すること。
- (3) 改良計画に基づく水道施設の設計及び施工に関すること。
- (4) 上下水道局以外の工事及び下水道工事に関連する水道施設の設計及び施工に関すること。

下 水 道 課

計画係

- (1) 下水道に関する技術の総合調整及び調査に関すること。
- (2) 公共下水道事業の都市計画決定及び事業認可の申請に関すること。
- (3) 公共下水道の建設及び改築の調査並びに計画に関すること。
- (4) 公共下水道の供用開始の告示に関すること。
- (5) 区域外流入に関すること。
- (6) 下水道台帳の整理及び保管に関すること。
- (7) 下水道事業の受益者負担金の賦課・徴収に関すること。
- (8) 農業集落排水事業(合併前の富山市の区域を除く。)の分担金の賦課・徴収に関すること。
- (9) 開発行為に伴う下水道施設の移管に関すること。

建設係

- (1) 公共下水道の建設及び改築の設計並びに施工に関すること。
- (2) 流域関連公共下水道の建設及び改築の設計並びに施工に関すること。
- (3) 雨水幹線の建設及び改築の設計並びに施工に関すること。

改良係

- (1) 下水処理場の建設及び改築の設計並びに施工に関すること。
- (2) 上下水道局以外の工事に伴う下水道施設の設計及び施工に関すること。
- (3) 改良計画に基づく下水道施設の設計及び施工に関すること。
- (4) 下水道管の占用更新に関すること。

上下水道施設管理センター

水道維持係

- (1) 水源地、浄水処理施設、配水池、ポンプ施設、送配水管及び給水管(工業用水道を含む。)並びに附属設備の修繕の設計及び施工に関すること。
- (2) 水道(工業用水道を含む。)の漏水防止に関すること。
- (3) 配水調整に関すること。
- (4) 応急復旧用資材の管理に関すること。
- (5) 上下水道局以外の工事に関連する立会い及び簡易な工事の施工に関すること。
- (6) 消火栓の修繕に関すること。

下水道維持係

- (1) 公共下水道の管渠施設及びポンプ場施設の維持管理に関すること。

上下水道サービスセンター(東、西)

お客さまサービス係

- (1) 水道及び公共下水道の使用開始、中止、使用者変更に関する事。
- (2) 給水装置の開閉栓の業務に関する事。
- (3) 水道料金等の徴収に関する事。
- (4) 水道料金等の滞納整理に関する事。
- (5) 水道の使用水量の計量に係る確認調査に関する事。
- (6) 排除汚水量の計量に係る確認調査に関する事。
- (7) 給水停止処分にに関する事。

施設管理係

- (1) 水道使用の監視及び取締りにに関する事。
- (2) 指定給水装置工事業者の指定申請書の受付に関する事。
- (3) 取水、浄水及び送水に関する事。
- (4) 水源地、浄水処理施設、配水池、ポンプ施設、送配水管及び給水管並びに附属設備の維持管理に関する事。
- (5) 下水道排水設備指定工事店の指定申請書の受付に関する事。
- (6) 下水道への接続の受付に関する事。
- (7) 水洗便所改造等資金借受申請書の受付に関する事。
- (8) 区域外流入申請の受理及び接続許可書の送付に関する事。
- (9) 水洗化の普及促進及び未接続家屋の指導に関する事。
- (10) 公共下水道の管渠施設、ポンプ場施設及び下水処理場の維持管理に関する事。
- (11) 農業集落汚水処理施設の維持管理に関する事。

流 杉 浄 水 場

浄水係

- (1) 取水、浄水及び送水に関する事。
- (2) 浄水処理施設及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (3) 水源地、配水池及びポンプ施設の維持管理に関する事。

水質係

- (1) 水道(工業用水道を含む。)の水質の検査及び薬品の管理に関する事。

浜 黒 崎 浄 化 セ ン タ ー

施設係

- (1) 水処理施設及び汚泥処理施設の維持管理に関する事。

水質係

- (1) 下水道の水質検査及び薬品の管理に関する事。

水 橋 浄 化 セ ン タ ー

- (1) 水処理施設及び汚泥処理施設の維持管理に関する事。